第三・五条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である当該一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が第三・七条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a)　当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を当該一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b)　他方の締約国において行われた生産を当該一方の締約国において行われた生産とみなすこと。

(c)　当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときは、当該一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第三・六条　僅少の非原産材料

1　附属書二に定める品目別規則の適用上、特定の産品について適用される品目別規則において当該産品の価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

2　1の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる産品の生産に使用される非原産材料については、適用しない。ただし、当該非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合を除く。

第三・七条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までに規定する作業の組合せ

2　1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三・八条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸しその他産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品については、当該他方の締約国の原産品とみなさない。

第三・九条　組み立てていないか又は分解してある産品

1　第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立てていないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立てていないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されたものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立てていないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立てていないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三・二条から第三・七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三・十条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸しその他これらの産品を良好な状態に保存するために必要な作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国における一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三・十一条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三・十三条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a)　完全に得られ、又は生産される産品であって、第三・二条(a)に定めるものであること。

(b)　原産材料のみから生産される産品であって、第三・二条(b)に定めるものであること。

(c)　当該産品について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三・十四条　輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。